

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金の交付申請に対して審査を行うため、福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、これに必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審査委員会の構成員は、以下のとおりとする。

ア 福岡市 福祉局 障がい者部長

イ 福岡市 福祉局 障がい者部 障がい者部 障がい福祉課長

ウ 福岡市 福祉局 障がい者部 障がい者部 障がい企画課長

2 事務局は福岡市福祉局障がい者部障がい者部障がい福祉課とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 補助対象施設選定委員会に委員の互選による委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、前条第1項アの障がい者部長が担うものとし、会務を総理する。

3 副委員長は、前条第1項イの障がい福祉課長が担うものとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は委員長が召集する。なお、書面により開催することとも可能とする。

2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

3 会議は、委員総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(審査の方法)

第5条 補助対象施設選定委員会における審査は、福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条に規定する補助金交付申請書及び添付資料による審査とし、必要に応じて関係者等の意見を求めるものとする。

(審査基準)

第6条 審査委員会における審査基準は関係法令及び関係通知によるもののほか、交付要綱に定める基準によるものとし、(別紙)福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会審査における採点要領に基づき、審査を行う。

(その他)

第7条 この要領に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年6月13日から施行する。

(別紙)

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会審査における採点要領

1. 項目・配点

評価項目	内 容	配点
① 法人の適格性	・ 事業実績 ・ 社会福祉法人等指導監査の改善状況	10 点
② 対象サービス	・ 医療型短期入所 ・ 福祉型強化短期入所 ・ 重度障がい者の受入を前提として生活介護 ・ 福祉型短期入所 ・ 生活介護	10 点
③ 対象者の障がいの程度	・ 医療的ケアが必要な障がい者 ・ 強度行動障がい者（行動関連項目スコア合計が 10 点以上） ・ 重症心身障がい者	10 点
④ 受入れ予定人数	・ 新たに受け入れる重度障がい児者等の数 ・ 新設、定員増、新規契約者の増	10 点
⑤ 必要性	・ 利用者又は住民などからの要望 ・ 社会・経済情勢との合致（国・県・市の方針等との合致） ・ 行政としての補助の必要性	5 点
⑥ 総合評価	・ 審査資料、選定委員会での説明、質疑応答に基づく総合評価	5 点
	計	50 点

2. 表かは①～⑥までの評価項目ごとに行う。

点数 0～10 点（50 点満点）で行い、採点表に記入いただく。

3. 採点結果を踏まえて、補助対象施設としての適否及び優先順位を判断いただく。

なお、各委員の合計点の平均が 30 点（60%）未満であれば、不採択とする。

4. 結論に当たっては、必要に応じて、委員会としての意見や条件を付する。